■松戸市立地適正化計画で定める誘導施設

機能区分	松戸市における誘導施設	誘導施設の定義
行政機能	市役所（本庁舎）	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	市役所（支所）	地方自治法第155条第1項に規定する施設
	行政サービスセンター	本庁舎、支所が行う市長の権限に属する事務のうち、証明書発行等の簡易的な業務を行う窓口
こども・子育て機能	児童館機能施設	小中高生の居場所や学習スペースを有する施設。保育所の併設等も想定
	小規模保育事業所（駅前・駅中保育所）	児童福祉法第6条の3第10項に規定する、小規模保育事業を行う施設のうち、拠点駅構内および拠点駅から徒歩約5分以内に立地する小規模保育事業所
	病児・病後児保育室	児童福祉法第6条の3第13項に規定する、病児保育事業を行う施設
商業機能	広域型商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する、「大規模小売店舗」のうち、店舗面積10,000㎡以上の商業施設（共同店舗、複合店舗含む。）
	地域型商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する、「大規模小売店舗」のうち、店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の商業施設であって、生鮮品、日用品を取り扱う施設
	コンベンションホール（ホテル併設含む）	400㎡以上の集会機能を一つ以上保有する施設（旅館業法第2条第2項に規定する、ホテル営業を行う施設に併設されたものも含む。）
金融機能	銀行等	銀行法第4条に規定する免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）、 農林中央金庫法に基づく農林中央金庫、信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会
教育・文化機能	図書館（本館）	図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち、本市において、図書館サービスの中核施設。蔵書100万冊以上（予定）
	図書館（地域館）	図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち、本市において、地域の中核となる施設。蔵書5万冊以上（予定）
	市民会館	市民の生活向上と福祉の増進並びに社会教育の振興を図るための施設。地域コミュニティの場、文化・芸術等生涯学習の普及の場としてホール、プラネタリウム、会議室等を有する。
	歴史資料館・美術関連施設	博物館法第2条に規定する博物館のうち、今後整備予定の美術関連施設や現状立地している歴史資料館をいう。 または、市民の様々な芸術文化活動の成果発表、展示の場として広く市民に提供する公共のオープンスペースをいう。
	大学	学校教育法第1条に規定する大学